

古関東深海盆ジオパーク推進協議会 御中

情報・システム研究機構  
機構長 藤井良一  
(公印省略)

特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果への見解に対する回答について

令和2年9月18日付でご連絡いただいた標記のことについて、下記の通り回答します。

#### 記

##### 【結論】

令和2年8月6日付で受理した本件告発内容に関し、情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程（以下、「規程」という。）第10条に基づいて実施した予備調査の結果、次の理由により本調査を要しないものとする。

##### 【理由】

- (1) 告発対象となった論文4件について検討したところ、図示されている多数のデータポイント中の数カ所に差異が認められたが、これらは論文の論旨並びに結論に影響を与えるものではないと考えられる。
- (2) ガイドラインを踏まえ、規程第10条第1項に基づき告発対象となった論文について調査したが、図示されたデータが捏造、改ざんあるいは盗用された可能性は無いと判断した。

##### 【補足】

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定 以下「ガイドライン」という）第1節第3項によれば、研究活動における不正行為として「具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が不正行為に該当する」とある。